

平成 20 年 第 2 回北海道市町村職員退職手当組合議会定例会
(谷川組合長挨拶)

と き 平成 20 年 8 月 26 日(火) 午後 1 時 30 分
ところ 北海道自治会館 6 階 特別会議室

本日、ここに平成 20 年第 2 回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、時節柄、何かと公務ご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

又、議員各位におかれましては、それぞれの市町村において地域の発展と住民福祉の向上を図るため、日々懸命なるご努力をされておりますことに対し、深甚なる敬意を表しますと共に、本組合の議員として組合運営の推進にご尽力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、本日の定例会にご提案いたします案件につきましては、先に皆様方に送付いたしました会議案にてご承知いただいているものと存じますが、恒例により当組合の現況報告と共に、提出議案の概要について申し述べ、ご審議に際しての参考に供したいと存じます。

まず、組合の現況についてであります。

平成 20 年度における予算執行などの状況につきましては、皆様のお手元に監査委員からの出納検査調書によるご報告がございますので、ここでは詳細な説明は省かせていただきますが、予算の進捗状況につきましては、本年度の 3 分の 1 を経過した 7 月末現在において、予算総額のうち、歳入ではその 32.2%、歳出では 4.4% が執行されております。

この結果、収支差引の歳計現金は 97 億 3 千万円余の残高を保有しており、退職者への給付業務にも支障を来すことなく、組合財政は順調に推移いたしております。

また、7 月末現在における退職者への給付業務につきましては、退職者数で昨年同期の約半数である 56.4%に留まっており、退職手当の額においても昨年同期の 43.8%という状況で推移いたしておりますが、これらの詳細につきましては、後ほどお手元の出納検査調書をお目通しいただきたいと存じます。

続いて、今定例会における提出議案の概要についてご説明いたしますが、今回ご提案をいたしますのは報告案 2 件、専決処分に係る承認案 2 件、平成 19 年度決算の承認案 1 件、単行議決案 1 件、人事案 1 件の計 7 件であります。

まず、報告案であります。これは組合議会閉会中における議員の辞職の許可に伴う報告と、例月出納検査結果に関する監査委員からの報告の 2 件であります。

次に、専決処分の報告とその承認についてであります。ご提案をいたします 2

件はいずれも地方自治法 179 条第 1 項の規定により議会を招集する暇がないと認められた事項についてそれぞれ専決処分を行ったものであります。

その処分内容であります。その 1 は、当組合に加入する一部事務組合の解散脱退に伴う規約の一部変更に関する専決処分であります。また、その 2 は平成 19 年度一般会計予算に関して、年度末退職者に係る退職手当給付費の不足に伴い補正措置を講ずるといった内容の専決処分であります。これら 2 件の専決処分した事項について地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づきご報告し、ご承認を得ようとするものであります。

次に、平成 19 年度歳入歳出決算認定についてであります。まず、歳入総額は 377 億 3,564 万 6 千円となっており、それに対し歳出総額は 377 億 3,117 万 3 千円で、この結果、歳入歳出差引 447 万 3 千円余の剰余金が生じました。

この剰余金の処分につきましては、本来であれば基金条例の規定により、一定率以上の額を基金に積み立てることとなっておりますが、今回は平成 20 年度予算において既に基金からの取崩しを行うこととなっておりますので、この際、決算剰余金は基金に積み立てることなく、その全額を繰越すことにいたしたいと存じます。

したがって、基金条例に基づく積立ては、これを行わないことから、別途、「決算剰余金の基金積立停止」に関する単行議決案をご提案いたしておりますので、ご了承賜りたいと存じます。

なお、この決算の内容につきましては、去る 7 月 8 日、山本・竹田両監査委員の審査を了し、そのご意見を得て本日、議会の認定に付する次第であります。

次に、監査委員の選任に係る人事案件であります。これは識見を有する者として在任されております山本監査委員から、任期を約 1 年残し、本日 8 月 26 日付をもって辞任願が提出されておりますので、私はこれを受理することといたしました。つきましては、後任の監査委員について選任同意をいただきたいというものであります。

なお、本日は議会終了後に、全員協議会を開催していただく予定となっております。その内容は、去る 7 月 24 日に開催された運営委員会において協議された「特別職の退職手当制度に関する件」と「現行市町村負担金制度の見直し」、更には「事前納付金制度の見直し」の 3 点についてご説明の時間をいただき、それぞれ今後の進め方についてご了解をいただきたいというものであります。

以上、議会への提出議案と日程外での協議事項などについて、その大要を申し述べましたが、詳細につきましては事務局長等をして説明いたさせますので、よろしくご審議をいただき、いずれも原案通りご決定賜りますようお願い申し上げます。